

## (仮称)浜松湖西豊橋道路(愛知県区間) 環境影響評価方法書についての 知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成する必要がある。

### 1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、具体化した計画の内容及びその検討の経緯を準備書に記載すること。
- (2) 環境影響評価の各項目の調査地点及び予測地点が具体的に示されていないことから、これらの地点について、今後、具体化される事業計画、工事計画等を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。
- (3) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

### 2 大気質、騒音、振動

対象事業実施区域及びその周辺には、住居や学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在していることから、大気質、騒音及び振動(以下「大気質等」という。)による生活環境への影響が懸念される。

このため、建設機械の稼働及び自動車の走行等による大気質等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

### 3 地下水

対象事業実施区域及びその周辺では、地下水が生活用水等に利用されており、湿地も存在している。

このため、地下水や湧水の状況、帯水層構造及び流動方向を考慮した上で、地下水について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

#### 4 動物

対象事業実施区域周辺では、チュウヒ等の重要な種が確認されている。

このため、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺において、希少な猛禽類の営巣等が確認された場合には、それらに対する影響を適切に把握するための繁殖状況調査を行うこと。

#### 5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域には、石巻山多米県立自然公園第3種特別地域の区域が含まれ、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。

このため、これらへの影響を適切に把握できる時期を選定した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

#### 6 その他

- (1) 計画の熟度や事業の進捗状況に応じて、事業計画、環境配慮等の情報を積極的に発信するとともに、当該事業に関する説明の機会を増やすなど、住民の理解が深められるよう丁寧な説明に努めること。
- (2) 準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。